

○旭市教育委員会傍聴人規則

平成26年1月17日

教育委員会規則第1号

改正 平成27年2月20日教委規則第3号

(趣旨)

第1条 この規則は、旭市教育委員会会議規則（平成17年旭市教育委員会規則第2号。以下「会議規則」という。）第20条の規定に基づき、旭市教育委員会の会議（以下「会議」という。）の傍聴に関し必要な事項を定めるものとする。

(傍聴の手続等)

第2条 会議を傍聴しようとする者は、あらかじめ自己の氏名及び住所を旭市教育委員会傍聴受付簿に記入しなければならない。

2 傍聴の申込みの受付時間は、会議の開会時刻の30分前から10分前までとし、傍聴の申込みの受付場所は、会議の開催場所の入り口の前とする。

3 傍聴人の定員は、10人とし、傍聴をしようとする者が定員を超える場合にあっては、抽選により傍聴人を決定するものとする。

4 前3項の規定にかかわらず、報道機関に属する者であって教育長が認める者は、会議を傍聴できるものとする。

(傍聴ができない者)

第3条 次の各号のいずれかに該当する者は、会議を傍聴することができない。

(1) 銃器、棒その他人に危害を加え、又は迷惑を及ぼすおそれのある物を携帯している者

(2) 張り紙、ビラ、掲示板、プラカード、旗、のぼり、垂れ幕等を携帯している者

(3) はち巻き、腕章、たすき、リボン、ゼッケン、ヘルメット等を着用し、又は携帯している者

(4) 笛、ラッパ、太鼓、拡声器等を携帯している者

(5) 酒気を帯びていると認められる者

(6) 異様な服装をしている者

(7) 前各号に掲げる者のほか、会議を妨害し、又は人に迷惑を及

ぼすおそれがあると教育長が認めた者

(傍聴人の遵守事項)

第4条 傍聴人は、次の各号に掲げる事項を守らなければならない。

- (1) みだりに傍聴席を離れないこと。
- (2) 私語、談話、拍手等をしないこと。
- (3) 議事に批判を加え、又は賛否を表明しないこと。
- (4) 飲食又は喫煙をしないこと。
- (5) 携帯電話等は、電源を切る等会議の妨げとならないような措置を講じること。
- (6) 前各号に定めるもののほか、会議場の秩序を乱し、又は会議の妨害となるような行為をしないこと。

(写真、映像等の撮影及び録音等の禁止)

第5条 傍聴人は、傍聴席において写真、映像等を撮影し、又は録音等をしてはならない。ただし、特に教育長の許可を得た場合は、この限りでない。

(違反に対する措置)

第6条 傍聴人がこの規則に違反したときは、教育長はこれを制止し、その命令に従わないときは、退場させることができる。

(傍聴人の退場)

第7条 傍聴人は会議規則第8条の規定により非公開となったとき、又は前条の規定により教育長が退場を命じたときは、速やかに退場しなければならない。

(その他)

第8条 この規則に定めるもののほか、傍聴に関し必要な事項は、会議で定める。

附 則

(施行期日)

1 この規則は、公布の日から施行する。

(旭市教育委員会傍聴人規則の廃止)

2 旭市教育委員会傍聴人規則(平成17年旭市教育委員会規則第3号)は、廃止する。

附 則 (平成27年2月20日教委規則第3号)

(施行期日)

1 この規則は、平成27年4月1日から施行する。

(新教育長が任命されるまでの間の経過措置)

2 この規則の施行日以後最初に教育長が任命されるまでの間における改正後の旭市教育委員会傍聴人規則第2条、第3条及び第5条から第7条までの規定の適用については、同条中「教育長」とあるのは、「委員長」とする。